

2022年7月11日  
一社)京都府北部地域連携都市圏振興社 京丹後地域本部

**PHOTO** シェアしたい！わたしが見つけた京丹後！  
**KYOTANGO COLLECTION**  
『Instagram ハッシュタグ キャンペーン』を開催します



◀ Instagram ハッシュタグキャンペーンの専用画像

京丹後市観光公社では、応募者と一緒に、京丹後の魅力を世界に発信することを目的に、毎年、フォトコンテスト (KYOTANGO COLLECTION) を開催しています。

今年度は、さらに手軽に、より多くの人に応募していただけるように、「Instagram (インスタグラム)」のハッシュタグを活用した「ハッシュタグキャンペーン」を年2回、開催 (募集) します (第1回: 7月15日~8月31日【撮影対象期間: 今年3/1~8/31】、第2回: 12月1日~2月15日【撮影対象期間: 9/1~来年2/15】)。募集テーマは、いずれも「シェアしたい！わたしが見つけた京丹後」です。

主な応募手順は、京丹後市観光公社の公式アカウント (@kyoto.kyotango.official) をフォローし、景色、風景、食など「みんなと分かち合いたい京丹後の魅力」を撮影して、募集期間内に、Instagram で、応募用 (投稿用) のハッシュタグを付けて投稿するだけです。「いいね」を多く獲得した上位20作品 (同一アカウントで1作品に限るため、20人) に、丹後の特産品 (3,000円相当) をお贈りします。

なお、応募作品は、観光公社のWEBサイトや観光パンフレットなどで広く活用していきます。

第1回目の募集概要は、【別紙】のとおりです (7月15日に、観光公社WEBサイトの専用ページでも公開します)。



## 本件に関するお問い合わせ

一般社団法人京都府北部地域連携都市圏振興社 (海の京都DMO)  
京丹後地域本部 (通称: 京丹後市観光公社) 事務局 (担当: 吉岡)  
電話 0772-72-6070 / FAX 0772-72-0822  
URL <https://www.kyotango.gr.jp/>



【別紙】

KYOTANGO COLLECTION 【京丹後フォトコンテスト】  
Instagram ハッシュタグ キャンペーン  
募集概要（第1回）

- 1 募集期間 : 2022年7月15日（金）～同年8月31日（水）  
（撮影対象期間：2022年3月1日～同年8月31日）
- 2 募集テーマ : 「シェアしたい！わたしが見つけた京丹後」  
※景色、風景、食など、あなたの見つけた京丹後の魅力を教えてください。
- 3 応募（投稿）用ハッシュタグ : 「#京丹後フォト」

◇ 応募（投稿）手順 ◇

- Step 1 京丹後市観光公社の公式アカウント（@kyoto.kyotango.official）をフォローしてください。  
Step 2 募集テーマに沿った写真をご用意ください。  
Step 3 必要事項（①タイトル ②撮影場所 ③撮影日）を記入し、「#京丹後フォト」を付けて投稿してください。

— 応募要領（詳細） —

■ 応募資格

- ① Instagramの利用者で、投稿を「公開」の設定にしているかた。  
※ Instagramのアカウント作成及びご利用は、Instagramの利用規約をご参照ください。
- ② 京丹後市観光公社の公式アカウント（@kyoto.kyotango.official）をフォローできるかた。

■ 賞品

応募作品の中で「いいね」を多く獲得した上位20作品（受賞作品）に「丹後の特産品3,000円相当」を贈ります。  
※ 同一アカウント1作品に限ります（受賞者は20人）。

■ 受賞作品の発表・賞品配送情報

- ① 京丹後市観光公社の公式Instagramで発表します（9月中旬を予定）。
- ② 受賞者には、公式アカウント（@kyoto.kyotango.official）からInstagramのダイレクトメッセージで通知（連絡）します。通知の内容に従って、賞品配送に必要な情報をご返信いただくことにより、「受賞確定」となります。  
※ 受賞通知に記載されている日時までにご返信がない場合は、「受賞権利の取消し」となりますので、ご注意ください。”

■ 賞品発送

受賞確定後に発送します。

■ 応募細則

- ① 立入禁止や撮影禁止の場所で撮影されたものは、不可とします。
- ② 2022年3月1日から同年8月31日までの期間に撮影されたもので、かつ、京丹後市内で撮影されたものに限ります。
- ③ 応募点数の上限は、ありません。お一人様、何点でも応募可能です。
- ④ 他のコンテストとの二重応募は、禁止します。また、未発表のものに限ります。
- ⑤ 応募作品に係る肖像権、著作権その他の権利の侵害などについては、当会社では一切の責任を負いません。必ず被写体本人（被写体が未成年者の場合は、親権者）の承諾を得るなど、応募者の責任において、ご応募ください。

■ 応募作品の著作権等

- ① 応募作品（受賞作品を除く）の画像の著作権は、応募者ご自身に帰属しますが、当観光公社の公式SNS、公式WEBサイト、観光パンフレットその他の広報・広告媒体等での使用及び第三者への貸出しをする場合がありますので、その旨をご承諾のうえ、ご応募ください。
- ② また、応募作品については、著作者人格権を主張しないことをご承諾のうえ、ご応募ください。